

# 調査の概要

## 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

## 2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（第113号）として、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって、経済産業省が実施しています。

## 3. 調査の期日

平成19年11月1日現在で実施しました。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間です。

## 4. 調査の範囲

平成19年調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）小分類のうち、次の11業種について当該業務（事業）を主業として営む事業所または企業を対象として実施しました。

	調査業種名	日本標準産業分類番号
継続業種	ソフトウェア業	391
	情報処理・提供サービス業	392
	各種物品賃貸業	881
	産業用機械器具賃貸業	882
	事務用機械器具賃貸業	883
	広告代理業	891
	その他の広告業	899
新規業種	映像情報制作・配給業	411
	クレジットカード業、割賦金融業	643
	デザイン・機械設計業	806
	計量証明業	903

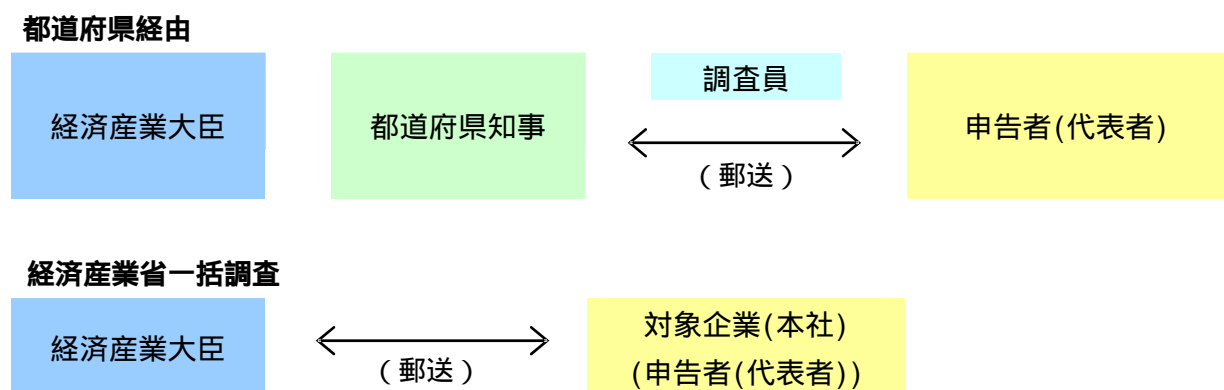
注) 印は企業を調査対象とする業種

## 5. 調査の方法

調査業種の対象事業所または企業に対し、都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員または郵送により、調査票を1部ずつ配布し、申告義務者（代表者）が自ら記入する方法により実施しました。

## 6. 調査の経路

調査の基本的な経路は次のとおりです。



## 7. 調査事項

主な調査事項は次のとおりです。

- (1) 事業所名及び所在地
- (2) 企業名及び所在地
- (3) 経営組織及び資本金額（または出資金額）
- (4) 本社・支社別
- (5) 企業の事業形態
- (6) 企業の系統
- (7) 年間売上高、年間契約高・契約件数及び年間取扱高
- (8) 年間売上高または年間契約高の契約先産業別割合
- (9) 映画・テレビ番組及びビデオ制作本数、配給本数等
- (10) 会員数、提携企業数、加盟店数等
- (11) 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額
- (12) 従業者数、受入者数

注) 印は企業単位の調査業種のための調査事項です。